平成２７年（フ）第５２号
千葉県東金市田間１丁目22番地６　グランメゾンⅢ　202
破産者　田中　秀幸
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第５３号
千葉県東金市田間１丁目22番地６　グランメゾンⅢ　202
破産者　田中美香こと　李　　錫美
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第４７２号
大阪市淀川区西中島４丁目６番19号
破産者　株式会社ウェルビー
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１９２号
大阪市中央区鎗屋町２丁目３番２号900号室
破産者　チャンリーコレクション株式会社
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４３５号
大阪市北区堂島２丁目１番40号　大東第二ビル４Ｆ
破産者　株式会社日晶テック
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６４０号
大阪市福島区吉野５丁目４番23号　ナガイ第３ビル１階
破産者　有限会社ＬＡＮＤ　ＳＩＧＮ
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７４９号
大阪市平野区加美北７丁目８番28―507号
破産者　株式会社秦電気
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９５８号
大阪市中央区平野町２丁目２番12号
破産者　ＴＯＭＡＹ　ＪＡＰＡＮ合同会社
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６３８号
北九州市八幡西区別当町21番11号
破産者　有限会社山下青果
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４２６号
東京都八王子市暁町１丁目15番21号
破産者　渡邉　里実
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５８８号
東京都青梅市大門１丁目586番地の２フレール川鍋101
破産者　増田あかね
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４号
新潟県長岡市殿町２丁目５番地１ロイヤル長岡２Ｆ
破産者　サンテック株式会社
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
三重県亀山市井尻町1759番地５、破産手続開始決定時の住所三重県津市あのつ台３丁目27番地11
破産者　石谷　　繁
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９６号
三重県四日市市元町４番12号
破産者　矢田　貴俊
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
三重県四日市市天カ須賀３丁目４番33号
破産者　株式会社エミーリアスポーザ
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
三重県四日市市三重４丁目17番地　三重市営住宅15棟129号、住民票上の住所三重県四日市市大字塩浜2804番地
破産者　石田　五夫
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第８９号
山口県山口市下小鯖3857番地１
破産者　株式会社クリーンサポート
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第９０号
長崎県大村市久原２丁目1194番地１
破産者　株式会社匠建
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
宮崎県東諸県郡綾町大字入野330番地１号
破産者　株式会社照葉の郷
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第８７号
東京都西東京市谷戸町３丁目27番24―511号
破産者　中村　明彦
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７５号
山形県東根市さくらんぼ駅前２丁目２番20号
破産者　有限会社夢屋コーポレーション
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部